

平成28年度 介護保険料額決定通知書・ 納付書を送付しました

問い合わせ先 長寿支援課
(リ・フレ内・☎40-0222)

平成28年度の介護保険料は、平成27年中の所得を基に計算しています。介護保険料額決定通知書・納付書を送付していますのでご確認ください。

普通徴収の人は口座振替が便利です

希望される場合は、口座振替依頼書を同封しておりますので、金融機関で手続きの上、ご利用ください。

介護保険料を滞納すると…

▽法律の定めにより、差押えなどの滞納処分の対象

となります。

▽介護保険サービス利用時に、通常の負担で利用できないなど不利益が生じます。
▽配偶者や世帯主も、連帯納付義務により滞納処分されることがあります。

長寿支援課の窓口開庁時間を延長します

介護保険料の納付および納付相談のため、窓口時間を19時まで延長しますので、ご利用ください。
とき 7月25日(月)17時15分～19時

保険料の納付方法について

対 象	65歳以上の人
納付方法	原則、特別徴収です。 ▷特別徴収…年額18万円以上の年金を受給されている人は、年金から差し引かれます。 ▷普通徴収…特別徴収に該当しない人は、納付書で納付してください。 ◎一時的に特別徴収にならない人 ▷65歳になられたばかりの人 ▷府中市へ転入されたばかりの人 ▷保険料の所得段階が変更になった人
納期限	偶数月の末日 ※普通徴収の人。詳細な日付は、届いている通知書でご確認ください。

やむを得ない事情で期限内の納付が困難な場合は、早めにご相談ください

介護保険料の減免制度があります

納付が困難で要件に該当する人に対して、保険料を減免する制度があります。

対象は、保険料段階が第2および第3段階かつ所得要件・扶養・資産状況などを満たす人です。

また、災害による著しい損害、生計維持者の死亡または長期入院、事業の休廃止などによる収入の激減なども減免の対象となります。

減免となる詳しい要件については、長寿支援課にお問い合わせください。

蜜蜂についてお知らせ

問い合わせ先 広島県東部畜産事務所
(☎084-921-1311)

蜜蜂の飼育には届け出が必要

養蜂振興法や広島県みつばち転飼^{てんし}条例の定めにより、蜜蜂を飼育する場合には、趣味での飼育であっても飼育届の提出が必要です。また、蜜蜂を移動させて飼育する場合には転飼許可申請書を県知事に提出する必要があります。詳しくは広島県東部畜産事務所にお問い合わせください。



初めて蜜蜂を飼育する場合

初めて蜜蜂を飼育する場合や飼育場所の変更または群数を増やす場合は、毎年1月31日までに飼育届の提出が必要です。
飼育届の提出にあたり、近隣の飼育者と事前に場所や規模に問題がないかを話し合う必要があります。

蜜蜂を移動させて飼育する場合

転飼許可申請書の提出が必要で、広島県養蜂組合の組合員以外の人は、転飼許可申請書の提出期限が、これまでよりも1か月早い、転飼をする前年の9月30日までに変わりました。

蜜蜂への農薬被害防止には 飼育者と農薬使用者の連携が大切

これから秋にかけて、田畑で農薬の使用頻度が高まる時期となります。

蜜蜂への農薬被害を防止するためには、養蜂飼育者と農薬の使用者が、蜜蜂の飼育場所や農薬散布の時期などについて情報交換をし、連携を密にしておくことが重要です。

このため、広島県東部畜産事務所では、農薬散布関係者から飼育者名・連絡先・飼育場所など、蜜蜂に関する個人情報[※]の提供依頼があった場合、必要最小限で提供することとなりますので、ご了承ください。

農薬を使用する皆さまへ

▽蜜蜂は農薬に敏感です。農薬を散布する前に、近隣の蜜蜂飼育の状況を確認しましょう。

▽いつ・どこで・どの農薬を使ったかなど、農薬の散布情報を近隣の蜜蜂飼育者へ知らせましょう。

▽飛散しにくい農薬を選択しましょう。また、蜜蜂の活動の盛んでない早朝または夕方に散布を行います。

蜜蜂飼育者の皆さまへ

▽蜜蜂の飼育場所周辺の作物の栽培状況を再確認しましょう。

▽農薬使用者への注意喚起を促すため、関係者に対する蜜蜂の飼育場所などの情報提供にご協力ください。

▽近隣の田畑でいつ・どこで・どの農薬が使われたかなどの農薬散布情報や、地域の農薬散布計画を積極的に入手しましょう。

介護保険対象施設などで 居住費と食費が軽減されます

申請・問い合わせ先
▷長寿支援課 (リ・フレ内・☎40-0222)
▷上下支所市民生活係 (☎62-2114)

対 象	次のいずれかに該当する人 ▷市民税非課税世帯 ▷老齢福祉年金受給者 ▷生活保護受給者
減額となるサービス	▷介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設入所(院)者の居住費と食費 ▷短期入所生活介護・短期入所療養介護利用者の居住費と食費

申請に必要なもの
▽申請書
▽印鑑
▽本人および配偶者の預金金額の分かるもの(通帳の写し、有価証券の価格表を確認できる書類、投資信託口座残高の写しなど)

申請方法 申請に必要なものを持参し、長寿支援課または上下支所市民生活係で申請してください。
申請期間 随時受け付けています。

※申請承認後に「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、利用する施設の窓口[※]に提示してください。

負担限度額認定証の段階判定要件の追加事項があります

平成28年8月から非課税年金収入(遺族年金・障害年金)も段階判定に勘案されることとなりました。
遺族年金は、寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金も含みます。

負担限度額認定証有効期間

8月1日～平成29年7月31日

